



熊本県公報

第12011号

平成23年5月20日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○保安林の指定	(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
○道路の供用開始	(〃)	3
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課)	3
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項	(子ども家庭福祉課)	3

公 告

○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	59
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	59
○保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(〃)	59
○都市計画法による開発行為工事完了	(建築課)	60
○平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務衛生課)	60
○土地改良区役員の就任	(農村計画課)	61
○土地改良区役員の退任及び就任	(〃)	61
○都市計画法による開発行為工事完了	(建築課)	62
○都市計画法による開発行為工事完了	(〃)	62
○基本測量の実施	(監理課)	63
○道路の位置指定	(建築課)	63
○道路の位置指定	(〃)	63
○道路の位置指定	(〃)	63
○道路の位置指定	(〃)	63
○県有財産の売却	(管財課)	64

訓 令

○熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令	(県政情報文書課)	64
-----------------------	-----------	----

告 示

熊本県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプラン ももだ 玉名市大倉1574番地の4	有限会社メディカル本里	平成23年5月10日

熊本県告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字村上278番、285番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字村上285番（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原字城戸3764番1、字岩下3794番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字岩下3794番1（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年5月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町三野字城山262番1地先から	前	12.5～18.4	7.6	単道改 (改築に伴う 拡幅)
		同所 262番1地先まで	後	15.1～22.5	7.6	

- 2 区域を変更する期日 平成23年5月20日

熊本県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長(メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町内野河内字平山口1345番2地先から	21.0	単防災 (通)

	同所 1345番2地先まで	(法面 保護)
2 供用を開始する期日 平成23年5月20日		

熊本県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町教良木字ニカキ 2073番地先から 同所 2073番地先まで	32.0	活力基盤防災 (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成23年5月20日

熊本県告示第550号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県鹿本地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 河川の名称

一級河川菊池川水系豊田川

2 河川管理施設の名称又は種類

豊田川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

熊本市植木町舟島字塘ノ上438番5から熊本市植木町舟島字塘ノ上442番まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 熊本市 代表者 熊本市長 幸山 政史

熊本市手取本町1番1号

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成23年4月21日から道路の存続する日まで

熊本県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプラン ジュン 山鹿市中774番地14	株式会社ジュン	平成23年5月21日

熊本県告示第552号

熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項を次のように定める。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項

目次

- 第1章 総則（第1条）
 第2章 熊本県要保護児童進学応援資金（第2条—第29条）
 第3章 雜則（第30条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき熊本県又は熊本市の児童相談所が児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所（以下「児童福祉施設」という。）、里親に措置し、当該措置が解除となつた者で、その出身世帯からの経済的支援が得られないものがある場合において、その者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、熊本県が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定により設置する職業能力開発短期大学校（以下「大学等」という。）に就学することに対し、生活費を貸し付け、安心して就学できる環境を整え、本人の自立の実現に繋げることにより貧困の連鎖を断ち切ることを目的に貸し付ける熊本県要保護児童進学応援資金（以下「資金」という。）の貸付に関する事項を定めるものとする。

第2章 熊本県要保護児童進学応援資金

(貸付けの申請)

第2条 資金の貸付けの申請ができる者は、法に基づき児童福祉施設又は里親に措置され、当該措置が解除された満18歳以上の者で、その者が大学等に就学することに対し出身世帯からの経済的支援が得られないものとする。

- 2 資金の貸付けの申請は、大学等に就学する者が行うものとする。
 3 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その出身世帯の生計中心者を連帶借受人として立てなければならぬ。ただし、申請者がその出身世帯からの支援又は協力を得られない場合は、申請者が措置された児童福祉施設長又は里親（以下「児童福祉施設長等」という。）からの意見をもって連帶借受人を立てたものとみなす。

4 申請者は、貸付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその出身世帯全員の住民票（申請者及びその出身世帯員が外国籍の場合にあっては、外国人登録証明書）
 (2) 申請者が未成年者の場合にあっては、法定代理人の貸付同意書（別記第2号様式）及び戸籍謄本（申請者がその出身世帯からの支援又は協力を得られない場合にあっては、児童福祉施設長・里親の貸付同意書（別記第3号様式））
 (3) 児童福祉施設長・里親の貸付意見書（別記第4号様式）
 (4) 児童相談所長の貸付確認書（別記第5号様式）
 (5) 奨学金を受給している場合は、それを証する書類（申請中の場合は、当該申請書類の写し）
 (6) 在学証明書又は入学の決定を証する書類
 (7) その他知事が必要と認める書類

5 申請者は、前項の第2号の法定代理人の貸付同意書を提出することができない場合は、満20歳に到達した日の翌日から起算して1月以内に契約行為追認書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第3条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに必要な調査を行つたうえで、次に掲げる事項を審査し、資金の貸付けの可否及び貸付額を決定するものとする。

- (1) 借受資格の有無
 (2) 貸付額及び貸付期間の適否
 (3) 貸付効果の有無
 (4) 償還の見込み
 (5) その他貸付に関する事項

2 知事は、前項の規定により資金の貸付けを行うと決定したときは貸付承認通知書（別記第7号様式）を申請者に、貸付承認のお知らせ（別記第8号様式）を児童福祉施設長等に通知し、資金の貸付けを行わないと決定したときは貸付不承認通知書（別記第9号様式）を申請者に、貸付不承認のお知らせ（別記第10号様式）を児童福祉施設長等に通知するものとする。

(借用書の提出)

第4条 資金の貸付け決定を受けた者は、借用書（別記第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 資金の貸付け決定を受けた者及びその連帶借受人の印鑑登録証明書
 (2) 貸付金返済確約書（別記第12号様式）
 (3) あて名及び貸付金の受領方法の申出書（別記第13号様式）
 (4) 申請者本人の預金通帳の写し

(貸付額及び貸付利率)

第5条 資金の貸付月額は、申請者の居住地において適用される生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）1居宅のアからウまでの第1類の表中年齢区分の欄「12歳～19歳」の項に定める額に相当する額を限度とする。

2 資金の貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第6条 資金の貸付対象期間は、4年以内で知事が定める期間とする。この場合において、貸付対象期間の始期は、知事が申請書を受け付けた日の属する月とする。

(資金の貸付方法)

第7条 資金は、毎年4月、7月、10月及び翌年1月に、それぞれ当該月を含むその後3ヶ月分を貸し付けるものとする。ただし、最初の貸付については、知事が申請書を受け付けた日の属する月から次の貸付月の前月までの分を貸し付けるものとする。

(調査)

第8条 知事は、資金の貸付け後、必要に応じて資金の使途等の調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査のため、資金の貸付け後の使途等を明らかにする書類の閲覧若しくは提出を求め、又は当該職員に資金の貸付け後の使途等について、資金の貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）、連帯借受人、児童福祉施設長等その他の関係人に質問させることができるものとする。

(増額貸付けの申請)

第9条 知事は、借受人で資金の貸付けを受けている額が当該資金の貸付けの限度額に満たないものに対し、当該限度額の範囲内で当該資金を増額して貸し付けることができる。

2 前項の規定により増額して資金の貸付けを受けようとする者（以下「増額申請者」という。）は、貸付額増額申請書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに必要な調査を行ったうえで、第3条第1項に掲げる事項を審査し、貸付額の増額の可否及び貸付額を決定するものとする。

4 知事は、前項の規定により貸付額の増額を行うときは貸付額増額承認通知書（別記第15号様式）により、貸付額の増額を行わないときは貸付額増額不承認通知書（別記第16号様式）により増額申請者に通知するものとする。

(減額貸付けの申出)

第10条 知事は、借受人からの貸付額の減額の申出を受けたときは、当該申出に従って貸付額を決定し、貸付額減額決定通知書（別記第17号様式）により当該申出をした借受人に通知するものとする。

(異動等の届出)

第11条 借受人、資金の貸付けを受けた者（以下「償還人」という。）又は連帯借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ当該各号に定める書類により速やかに知事に届け出なければならない。ただし、連帯借受人がいない場合、第2号の死亡届は、児童福祉施設長等が償還人に代わって届け出なければならない。

(1) 住所、氏名又は貸付金の振込口座を変更したとき。 住所、氏名、振込金融機関変更届（別記第18号様式）、あて名及び貸付金の受領方法の申出書及び借受人の預金通帳の写し

(2) 死亡したとき。 死亡届（債務承認書）（別記第19号様式）

ただし、連帯借受人がいない場合は、死亡届（別記第20号様式）

(3) 休学又は復学をしたとき。 休学・復学届（別記第21号様式）

(4) 偿還金振替口座の変更又は廃止をするとき。 偿還金口座振替（変更・廃止）届（別記第22号様式）

(連帯借受人変更の申請)

第12条 借受人又は償還人は、連帯借受人を変更する必要があるときは、連帯借受人変更申請書（別記第23号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは連帯借受人変更承認通知書（別記第24号様式）により、承認しないときは連帯借受人変更不承認通知書（別記第25号様式）により借受人又は償還人に通知するものとする。

(在学等の届出)

第13条 借受人は、毎年4月1日から4月30日までの間に在学等届（別記第26号様式）を、毎年9月1日から9月30日までの間に就学状況等調査書（別記第27号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸付辞退の申出)

第14条 借受人は、貸付けを辞退しようとするときは、貸付辞退申出書（別記第28号様式）により知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、将来に向かってその貸付けを取り消すものとする。

(貸付の停止及び減額)

第15条 知事は、借受人の収入の状況、休学等により必要と認めたときは、貸付けを停止し、又は貸付額を減額できるものとする。この場合において、知事は、貸付けの停止又は貸付額の減額を行う2か月前までに、貸付停止通知書（別記第29号様式）又は貸付額減額決定通知書により、借受人に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの停止を行った場合で、借受人の申出により必要と認めたときは、貸付けの再開を決定することができるものとする。この場合において、

- 知事は、貸付再開通知書（別記第30号様式）により、借受人に通知するものとする。
 （貸付けの取消）
- 第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを取り消すものとする。
- (1) 借受人が死亡し、又は大学等を退学したとき。
 - (2) 借受人がやむを得ない事情がないにもかかわらず、この要項に定める書類の提出を怠ったとき。
 - (3) 借受人が第8条第1項に規定する調査への協力を行わなかったとき。
 - (4) 借受人が他の施策による生活資金の給付を受けることになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、貸付取消通知書（別記第31号様式）により当該取消しに係る者に通知するものとする。
 （貸付けの資格喪失の届出）
- 第17条 借受人は、前条第1項第1号又は第4号に掲げる貸付取消事由のいずれかが生じたときは、貸付資格喪失届（別記第32号様式）により遅滞なく知事に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときはその出身世帯の親族又は連帯借受人が、借受人がその出身世帯からの協力を得られないときは、児童福祉施設長等が届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の貸付資格喪失届を受理したときは、貸付取消通知書により借受人に通知するものとする
 （終了報告）
- 第18条 借受人は、大学等を卒業後（退学した場合にあっては、退学後）、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
 （据置期間）
- 第19条 資金の償還の据置期間は、その貸付けを終了した日の属する月の翌月から6か月を経過する日の属する月までとする。
 （償還期間）
- 第20条 資金の償還期間は、据置期間経過後貸付を受けた期間の5倍に相当する期間以内で知事が定める期間とする。
- 2 知事は、据置期間の開始日から3か月後を目処として、償還開始のお知らせ（償還人用）（別記第33号様式）を償還人に、償還開始のお知らせ（連帯借受人用）（別記第34号様式）を連帯借受人に、償還開始のお知らせ（児童福祉施設長・里親用）（別記第35号様式）を児童福祉施設長等に送付するものとする。
 （納期限）
- 第21条 資金の償還期日は、月賦の場合は毎月末日、半年賦の場合は毎年6月末日及び12月25日、年賦の場合は毎年12月25日とする。ただし、月の末日及び12月25日が銀行の休業日の場合は、次の最初の銀行営業日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、半年賦又は年賦の場合において、償還人の申出により知事が別に期日を指定したときは、その指定した期日を償還期日とする。
 （償還金支払猶予の申請）
- 第22条 知事は、前条の規定にかかわらず、償還人に対し、償還金の支払を猶予することができる。
- 2 債還人は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により償還金の支払猶予を受けようとするときは、償還金支払猶予申請書（別記第36号様式）に償還期日内に償還金を支払うことが著しく困難になったことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請を承認するときは償還金支払猶予承認通知書（別記第37号様式）により、承認しないときは償還金支払猶予不承認通知書（別記第38号様式）により当該申請をした債務人に通知するものとする。
- 4 知事は、第2項に規定する申請を承認したときは、当該承認に係る支払猶予期間が満了する15日前までに、償還再開のお知らせ（別記第39号様式）を送付するものとする。
 （償還金支払免除の申請）
- 第23条 知事は、債務人がその出身世帯からの支援又は協力を得られない者であり、かつ、債務人が死亡したときは、債務金の支払いを免除することができる。
- 2 債還金の支払い免除を受けようとする場合、児童福祉施設長等は債務人に代わって、債務金支払免除申請書（別記第40号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、債務金支払免除通知書（別記第41号様式）により、当該申請をした児童福祉施設長等に通知するものとする。
 （償還方法等変更の申請）
- 第24条 債還人は、債務期間又は債務金の債務方法を変更しようとするときは、債務方法等変更申請書（別記第42号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請を承認するときは債務方法等変更承認通知書（別記第43号様式）により、承認しないときは債務方法等変更不承認通知書（別記第44号様式）により当該申請をした債務人に通知するものとする。
 （借用書の改定）
- 第25条 貸付けを辞退し、若しくは停止された者又は連帯借受人の変更、債務額の増額若しくは減額若しくは債務金の支払猶予等の承認を受けた者は、速やかに内容を変更した借用書を新たに作成し、知事に提出しなければならない。

(繰上償還の申出)

第 26 条 償還金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記第 45 号様式）により知事に申し出るものとする。

(遅延利息)

第 27 条 知事は、償還人が償還期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞した償還金の額につき年 10.75 パーセントの割合で償還期日から支払当日までの日数により計算した遅延利息を徴収する。ただし、当該償還期日に支払わないことにつき、第 2 条第 3 項の規定により償還金支払猶予の承認を受けた場合は、この限りでない。

(督促)

第 28 条 知事は、償還人が償還金を納期限までに納入しないときは、速やかに当該償還人に対して償還金督促状（別記第 46 号様式）を発行するものとする。

2 知事は、督促状に定める納期限までに償還金の納入がないときは、償還人及び連帯借受人に対して督促状の発行の日から 15 日以内の適宜の日を納期限とする償還金催告状（別記第 47 号様式）を発行するものとする。

3 知事は、催告状に定める納期限までに償還金の納入がないときは、連帯借受人に償還金の支払を請求するものとする。

4 知事は、償還人が償還金を納期限までに納入しないときは、児童福祉施設長等から償還人の状況を報告させることができるものとする。

(借用書の返還等)

第 29 条 知事は、貸付金の償還を完了した者に対し、償還完了通知書（別記第 48 号様式）によりその旨を通知するとともに、当該貸付金に係る借用書を返還するものとする。

第 3 章 雜則

第 30 条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

貸付申請書

年 月 日申請

熊本県知事 様

関係書類を添えて、要保護児童進学応援資金の貸付を申請します。

申請金額 円

(内訳 : 月額 円 × 月分)

(貸付期間: 年 月から 年 月)

申請者氏名 印

連帯借受人氏名 印

施設長氏名 印

里親氏名 印

里親氏名 印

申請者

フリガナ		性別			
氏名		生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)		
住所	(〒 -)				
電話番号					
学校等名		学部学科名		学年	年
学校等住所					
貸付が決定した場合の貸付金振込用の金融機関口座の有無(申請者本人の口座に限る) ※「無」の場合は、貸付決定後速やかに口座の開設をしていただく必要があります。				1有	2無

連帯借受人(申請者の出身世帯における生計中心者)

連帯借受人の有無	1.有	2.無	(※無の場合は理由を記入)
フリガナ		生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)
氏名		申請者との続柄	
住所	(〒 -)		
電話番号			
勤務先等名(業務等内容)	(内容:)		
※連帯借受人を立てられない理由			

措置されていた児童福祉施設

施設名		施設長		電話番号	
住所	(〒 -)				

措置されていた里親(養父母の双方が里親である場合、双方について記入)

フリガナ		生年月日(年齢)	年 月 日 生(歳)
氏名		申請者との続柄	
フリガナ		生年月日(年齢)	年 月 日 生(歳)
氏名		申請者との続柄	
住所	(〒 -)	電話番号	

就学費用の工面方法(学業に専念できる状況にあることの確認。以下の該当する項目に○印等を記入)

	授業料減免(内容:)		修学資金借入(この場合、以下に内容を記入)
	アルバイト(内容:)		借入先
	その他		借入金の種類
	その他に該当する場合、内容を以下に記入		借入金額
			償還月額

償還

償還方法	1.年賦(月払) 2.半年賦(月及び月払) 3.月賦
償還期間	1.借入期間の5倍の期間 2.借入期間の5倍未満の期間(内容: ヶ月間)
払込方法	1.口座引き落とし 2.納入通知書

進学によって叶えたい「夢」と償還に対する考え方

叶えたい「夢」
償還に対する考え方

家族の状況(申請者以外)

氏名	続柄	生年月日(年齢)	同・別居	勤務先・学校名等
		年 月 日 生(歳)		
		年 月 日 生(歳)		
		年 月 日 生(歳)		
		年 月 日 生(歳)		
		年 月 日 生(歳)		

児童相談所 使用欄	受付日(又は受付印)	県本庁 使用欄	受付日(又は受付印)	管理番号
--------------	------------	------------	------------	------

申請者の現住所の付近見取図

別記第2号様式(第2条関係)

法定代理人の貸付同意書

年 月 日

熊本県知事 様

法定代理人の住所

氏名

印

法定代理人の住所

氏名

印

私は、下記の者が別添貸付申請を行うことに同意します。

記

1 貸付申請者

住所

氏名

(年 月 日生)

2 貸付申請金額

金

円

※ 父母がいる場合、法定代理人は父母双方について記入してください。

別記第3号様式(第2条関係)

児童福祉施設長・里親の貸付同意書

年 月 日

熊本県知事 様

(児童福祉施設)

住所

名称

施設長

印

(里 親)

住所

氏名

印

氏名

印

私は、下記の者が別添貸付申請を行うことに同意します。

記

1 貸付申請者

住所

氏名

(年 月 日生)

2 貸付申請金額

金

円

※ 里父母の双方が里親である場合、双方について記入してください。

別記第4号様式(第2条関係)

児童福祉施設長・里親の貸付意見書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者及び出身世帯等の状況並びに本制度の活用の適否に関する意見については以下のとおりです。

(児童福祉施設)

住所

名称

施設長

印

(里 親)

住所

氏名

印

氏名

印

申請者

フリガナ		性別		生年月日(年齢)	年 月 日生(年齢)
氏名		電話番号	※確実な連絡先		
住所	(〒 -)				
学校等名		学部学科名		学年	年

※親権者について、以下に記入(両親がいる場合は、父母双方について記入)

フリガナ		申請者との続柄		生年月日(年齢)	年 月 日生(年齢)
氏名		電話番号	※確実な連絡先		
住所	(〒 -)				
勤務先等名(業務等内容)	(内容:)				
フリガナ		申請者との続柄		生年月日(年齢)	年 月 日生(年齢)
氏名		電話番号	※確実な連絡先		
住所	(〒 -)				
勤務先等名(業務等内容)	(内容:)				

家族の状況(申請者、親権者以外)

氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名等(※無職の場合で傷病等があれば記入)		

連帯借受人について

連帯借受人の有無	1.有 2.無
連帯借受人を立てられない理由	
※家族との関係など詳細に記入	

児童福祉施設又は里親への措置の状況について

措置の理由	1.虐待（身体的 性的 ネグレクト 心理的） 2.その他（ ）
措置理由の具体的な状況	
措置歴	年 月 日から措置開始（措置時の年齢：歳）
措置した児童相談所名	(中央 八代 熊本市)児童相談所 ※現時点で措置権を有する児童相談所を記入

申請者の生活態度、健康状態、向学心、就学費用の工面、卒業後の進路及び償還見込(期待度)について

生活態度	
健康状態	
向学心	
就学費用の工面	
卒業後の進路	
償還見込(期待度)	

貸付についての児童福祉施設長又は里親の総合意見

- 1.本制度の活用による自立助長等の効果が大いに期待できることから貸付は適当
- 2.本制度の活用による自立助長等の効果はあまり期待できないことから貸付は不適当

別記第5号様式(第2条関係)

児童相談所長の貸付確認書

年 月 日

熊本県知事 様

()児童相談所所長 印
(担当者職・氏名:)

下記の貸付申請者の申請内容について確認しましたが、特に異存はありません。

記

1 貸付申請者

住所

氏名

(年 月 日生)

別記第6号様式(第2条関係)

契約行為追認書

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所

氏名 印

私が下記の要保護児童進学応援資金を借り受けた際に行った行為は、正当な契約行為であることを追認します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付決定番号 第 号

3 貸付決定金額 金 円

4 貸付期間

年 月から 年 月まで

5 償還期間

年 月から 年 月まで

6 償還方法

7 1回当たりの償還額

金 円

別記第7号様式(第3条関係)

貸付承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

先に申請のありました要保護児童進学応援資金の貸付けについては、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、借用書に必要事項を記入し、実印を押印のうえ印鑑登録証明書を添付して提出してください。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付決定番号 第 号

3 貸付決定金額 金 円

4 貸付期間
年 月から 年 月まで5 償還期間
年 月から 年 月まで

6 償還方法

7 1回当たりの償還額

金 円

8 遅延利息

償還期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞した償還金の額につき年10.75パーセントの割合で償還期日から支払当日までの日数により計算した遅延利息を徴収する。

問合せ先
所属名
電話番号

別記第8号様式(第3条関係)

貸付承認のお知らせ

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

先に 様から申請のありました要保護児童進学応援資金の貸付けについては、下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付決定番号 第 号

3 貸付決定金額 金 円

4 貸付期間
年 月から 年 月まで5 償還期間
年 月から 年 月まで

6 償還方法

7 1回当たりの償還額

金 円

8 遅延利息

償還期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞した償還金の額につき年10.75パーセントの割合で償還期日から支払当日までの日数により計算した遅延利息を徴収する。

問合せ先
所属名
電話番号

別記第9号様式(第3条関係)

貸付不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金の貸付けについては、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 申請金額 金 円
- 3 不承認の理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第10号様式(第3条関係)

貸付不承認のお知らせ

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

先に 様から申請のありました要保護児童進学応援資金の貸付けについては、下記の理由により不承認としましたのでお知らせします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 申請金額 金 円
- 3 不承認の理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第11号様式(第4条関係)

借用書

資金の種類	生活資金	貸付番号	第 号
借用金額	円	月 額	円
利 子	無利子	備 考	
据置期間	年 月 ~ 年 月		
貸付金交付期間	年 月 ~ 年 月		
償還期間	年 月 ~ 年 月		
償還方法		1回の償還額	

上記のとおり借用します。

ついては、要保護児童進学応援資金貸付要項の定めるところに従い滞納にならないよう誠実に返済します。

年 月 日

借受人 住所
氏名 印

借受人の 住所
法定代理人 氏名 印

借受人の 住所
法定代理人 氏名 印

連帯借受人 住所
氏名 印

熊本県知事 様

注 1 住所及び氏名は、各自が御自身で書いてください。

2 出身世帯からの協力が得られない場合、法定代理人又は連帯借受人は空欄としてください。

3 借受人、法定代理人及び連帯借受人は、市町村長の発行する印鑑登録証明書を添付してください。

4 両親がいる場合、法定代理人は父母双方について記入してください。

別記第12号様式(第4条関係)

貸付金返済確約書

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所

氏名

印

連帯借受人住所

氏名

印

私は、要保護児童進学応援資金を借り受けましたが、貸付対象期間の終了後、次のとおり確實に償還することを誓約します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 貸付額 合計 円

4 償還計画

償還期間 年 月から 年 月まで

償還方法

1回当たりの償還金額 金 円

※ 連帯借受人がいない場合は、空欄としてください。

別記第13号様式(第4条関係)

あて名及び貸付金の受領方法の申出書

年 月 日

申出区分 1:新規 2:変更

(1) 申出者

住所	〒(-)	TEL ()
(漢字)氏名	印	
(カナ)氏名		

(2) 貸付金の受領方法

受領方法 01 口座振替払

(3) 預金口座(一般)

金融機関・支所支店名		種目	1普通	2当座
金融機関コード	口座番号
口座名義人(カナ)				

注意事項

- 今後、本県からのお支払いは、申出のとおりに取扱いますので御了承ください。(なお、本県からの最終支払日から3年が経過しますと、本申出内容は無効となります。)
- 記入は、ペン又はボールペン(黒色又は青色)を使用し、楷書で記入してください。

記入方法

(1) 申出者

- 「住所」及び「氏名」(漢字・カナ欄)を記入し、借用書に使用した実印を押印してください。

(2) 貸付金の受領方法

- 「01:口座振替払」とは、本県が支払う代金等を皆様の預金口座に直接振り込むことをいいます。
この場合、皆様の預金口座には、県の支払所属が表示されます。

(3) 預金口座(一般)

- 記入にあたっては、預金通帳を確かめて口座名義人欄は必ず「カナ」で記入してください。
- 金融機関は、「銀行」「信用金庫」「信用組合」「労働金庫」「県信連」「農協」のうちから指定してください。

別記第14号様式(第9条関係)

貸付額増額申請書

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所	
借受人氏名	印
法定代理人住所	
法定代理人氏名	印
法定代理人住所	
法定代理人氏名	印
連帯借受人住所	
連帯借受人氏名	印

下記のとおり要保護児童進学応援資金貸付額の増額を申請します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の貸付決定額 合計 円
(月額 円) × (年 箇月)
- 4 受領済額 合計 円
- 5 増額後の貸付額 合計 円(月額 円)
- 6 金額を増額する理由

※ 両親がいる場合、法定代理人は父母双方について記入してください。

なお、出身世帯からの協力が得られない場合、法定代理人又は連帯借受人は空欄としてください。

別記第15号様式(第9条関係)

貸付額増額承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金の貸付額の増額については、下記のとおり承認しましたので通知します。
なお、貸付額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金の種類 生活資金
2 貸付番号 第 号

3 現在の貸付決定額 合計 円(月額) 円)
4 変更後の貸付額 合計 円(月額) 円)

5 増額の期間

年 月貸付分から 年 月貸付分まで

問合せ先
所属名
電話番号

別記第16号様式(第9条関係)

貸付額増額不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金の貸付額の増額については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第17号様式(第10条関係)

貸付額減額決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申出のありました要保護児童進学応援資金の貸付額の減額については、下記のとおり決定しましたので通知します。
なお、貸付額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金の種類 生活資金
2 貸付番号 第 号

3 現在の貸付決定額 合計 円(月額) 円)

4 変更後の貸付額 合計 円(月額) 円)

- 5 減額の期間

年 月貸付分から 年 月貸付分まで

問合せ先
所属名
電話番号

別記第18号様式(第11条関係)

住所、氏名、振込金融機関変更届

資金の種類	生活資金		貸付番号	
変更年月日		年 月 日		
氏 名	フリガナ			
	新氏名			
住 所	フリガナ			
	旧氏名			
金融 機 関	新住所		電話	
	旧住所		電話	
金融 機 関	新金融機関名	新支店名	金融機関コード	支店コード
	振込口座番号	1普通 2当座		
	口座名義人(カナ)			
	旧金融機関名	旧支店名	旧口座番号	
上記のとおり住所、氏名、振込金融機関の変更を届け出ます。				
年 月 日		氏名		印
熊本県知事 様				

別記第19号様式(第11条関係)

死 亡 届(債務承認書)

年 月 日

熊本県知事 様

届出人住所

氏名

印

借受人(償還人)との続柄

下記のとおり要保護児童進学応援資金の借受人(償還人)が死亡しましたので、お届けします。
なお、今後は私が債務の全額を引き受け、償還することを誓約します。

記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 資金の種類 | 生活資金 |
| 2 貸付番号 第 | 号 |
| 3 借受人又は償還人氏名 | (年 月 日生) |
| 4 借受人又は償還人死亡年月日 | 年 月 日死亡 |
| 5 現在の借受金額 合計 | 円 |
| 6 現在の未償還額 合計 | 円 |

別記第20号様式(第11条関係)

死 亡 届

年 月 日

熊本県知事 様

届出人住所

氏名

印

借受人(償還人)との続柄

下記のとおり要保護児童進学応援資金の借受人(償還人)が死亡しましたので、お届けします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 借受人又は償還人氏名 (年 月 日生)
- 4 借受人又は償還人死亡年月日 年 月 日死亡
- 5 現在の借受金額 合計 円
- 6 現在の未償還額 合計 円

※借受人(償還人)との続柄は、児童福祉施設長又は里親と記入してください。

別記第21号様式(第11条関係)

休 学 ・ 復 学 届

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所

氏名

印

下記のとおり(休学・復学)しましたのでお届けします。

記

1 貸付番号 第 号

2 学校名

3 児童(子)の氏名

(休学する場合)

4 休学(予定)期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 休学時の学年 年

6 貸付金受領済額 金 円(年 月分から 年 月分まで)

7 理由

(復学する場合)

8 復学年月日 年 月 日

9 復学の学年 年

上記のとおり(休学・復学)したことを証明します。

年 月 日

学校長

印

別記第22号様式(第11条関係)

償還金口座振替(変更・廃止)届

(金融機関名)

御中

※ 年 月 日届出

※貸付番号	夢	資金種類		貸付番号			
	1	生活資金					
資金の償還人 (納付義務者)	住所	郵便番号(- -) 電話番号(- - - -)				印	
	フリガナ						
	氏名						
指定口座 名義人	フリガナ					お届印	印
	氏名						
(旧) ※指定口座	金融機関・支所支店名			種目		1普通	2当座
	金融機関コード			口座番号			
(新) ※指定口座	金融機関・支所支店名			種目		1普通	2当座
	金融機関コード			口座番号			
※振替 (変更・廃止)月	平成	年		月分より			

(注)1 振替口座の「変更」か「廃止」か、該当する方に○を付けてください。

2 口座振替の変更・廃止は、届出の翌月からとなります。

3 ※印は金融機関等で記入します。

別記第23号様式(第12条関係)

連帯借受人変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり連帯借受人の変更を申請します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 貸付金額 金 円(うち償還済額 円)

4 現在の連帯借受人

住所

氏名 (年 月 日生)

5 変更後の連帯借受人

住所 自宅の電話番号

氏名 (年 月 日生)

申請者との続柄

職業・勤務先名

勤務先の電話番号

6 変更の理由

上記のとおり連帯して借り受けます。

新連帯借受人住所

氏名

印

別記第24号様式(第12条関係)

連帯借受人変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金に係る連帯借受人の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。
なお、連帯借受人が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 旧連帯借受人
住所
氏名 (年 月 日生)
- 4 新連帯借受人
住所
氏名 (年 月 日生)

問合せ先
所属名
電話番号

別記第25号様式(第12条関係)

連帯借受人変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金に係る連帯借受人の変更については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第26号様式(第13条関係)

在学等届

年 月 日

熊本県知事 様

住所
氏名

印

現在の状況を下記のとおり届け出ます。

記

1 借受者住所及び氏名

住所

氏名

2 資金の種類及び貸付番号

資金の種類 生活資金

貸付番号

3 就学者氏名、生年月日

(年 月 日 生)

4 学部(科)名・学年

()科 学年 年

5 出席状況又は単位等取得状況(※証明が可能なものについて記載)

① 出席状況

前年度の要出席日数 日

前年度の実出席日数 日

② 単位等取得状況

前年度の単位等取得状況 良好 ・ その他(内容:)

6 月謝等の納入状況(○を付けてください。)

滞納なし

滞納あり (力月分)

7 奨学金の状況(○を付けてください。)

受けている (資金名)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長名

印

別記第27号様式(第13条関係)

就学状況等調査書

年 月 日

熊本県知事 様

学校名

印

下記の者の本年9月1日現在の就学状況等について本書のとおり証明します。

記

就学者氏名、生年月日	(年 月 日 生)
学部(科)名・学年	()科 学年 年
日本学生支援機構等 奨学金の借入状況	<ul style="list-style-type: none">・借入していない・借入している(奨学金名:) (借入開始: 年 月分から)
授業料減免状況	<ul style="list-style-type: none">・減免受けていない・減免受けている
授業料滞納状況	<ul style="list-style-type: none">・滞納なし・滞納あり(か月分)
備 考	

別記第28号様式(第14条関係)

貸付辞退申出書

届出日 年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

私は、次のとおり要保護児童進学応援資金の貸付けを辞退します。

資金の種類	生活資金	貸付番号	
貸付決定金額	円(月額) 円		
貸付金 受領済額	年 月分から 年 月分まで(年 ヶ月間)		
合計	円		
辞退時期	年 月分から		
辞 退 の 理 由			

別記第29号様式(第15条関係)

貸付停止通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸し付けております要保護児童進学応援資金貸付金は、下記のとおり貸付停止となりましたので通知します。

なお、貸付金額等が変わりますので、新しい借用書を提出していただくようお願いします。

記

- 1 資金種類 生活 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付停止時期 平成 年 月分から
- 4 今までに貸し付けた金額 金 円
- 5 償還方法
- 6 償還期間
平成 年 月から平成 年 月まで(年 月間)
- 7 1回当たりの償還金額 金 円
- 8 貸付停止の理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第30号様式(第15条関係)

貸付再開通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号により貸付けを停止しておりましたが、下記のとおり、貸付けを再開しましたので通知します。

記

- 1 資金種類 生活資金
- 2 貸付決定番号 第 号
- 3 現在までの貸付金額
総額 金 円(月額) 円× カ月分)
- 4 貸付再開年月
平成 年 月分から
- 5 今後の貸付予定額
総額 金 円(月額) 円× カ月分)

問合せ先
所属名
電話番号

別記第31号様式(第16条関係)

貸付取消通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付け 第 号で貸付決定しました要保護児童進学応援資金については、下記のとおり貸付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付決定番号 第 号
- 3 貸付決定金額 金 円
- 4 貸付決定取消しの理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第32号様式(第17条関係)

貸付資格喪失届

届出日 年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

借受人との続柄

私は、次のとおり要保護児童進学応援資金の貸付けを受ける資格がなくなりましたので、お届けします。

資金の種類	生活資金	貸付番号					
資格喪失年月日							
資格喪失の理由							
貸付決定金額	円(月額) 円						
貸付金受領済額	年 月分から 年 月分まで(年 力月間) 合計 円						
要返納額	円(箇月分)						
償還方法	1 年賦	2 半年賦	3 月賦				
償還期間	年 月 ~ 年 月(年 箇月)						
備考							

別記第33号様式(第20条関係)

償還開始のお知らせ(償還人用)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

平成 年 月よりあなたに貸付けてきました要保護児童進学応援資金は、下記のとおり償還期間が始まりますので、あらかじめお知らせします。

記

1 儻還期間等

別紙「償還計画表」のとおり

2 遅延利息

償還期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞した償還金の額につき年10.75パーセントの割合で償還期日から支払当日までの日数により計算した遅延利息を徴収する。

※償還期日までに納入が困難と思われるときは、下記の問合せ先まで事前に連絡を頂くようお願いします。

提出先・問合せ先

所属名

電話番号

別記第34号様式(第20条関係)

償還開始のお知らせ(連帯借受人用)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

平成 年 月より 様に貸し付けてきました要保護児童進学応援資金は、下記のとおり償還期間が始まりますので、あらかじめお知らせします。

なお、償還に関するお問い合わせ等は、下記の問合せ先までお願いします。

記

1 儻還期間等

別紙「償還計画表」のとおり

問合せ先
所属名
電話番号

別記第35号様式(第20条関係)

償還開始のお知らせ(児童福祉施設長・里親用)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

平成 年 月より 様に貸し付けてきました要保護児童進学応援資金は、下記のとおり償還期間が始まりますので、あらかじめお知らせします。

なお、償還に関するお問い合わせ等は、下記の問合せ先までお願いします。

記

1 儻還期間等

別紙「償還計画表」のとおり

問合せ先
所属名
電話番号

別記第36号様式(第22条関係)

償還金支払猶予申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり要保護児童進学応援資金償還金の支払を猶予してくださるよう申請します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の償還期間及び償還方法
年 月から 年 月まで 回払い(年賦、半年賦、月賦)
- 4 支払の猶予を申請する期間
年 月分から 年 月分まで(年 箇月間)
- 5 猶予の理由
(具体的理由)

注意事項

「支払猶予」とは、償還期間を延長するのではなく、当該申請期間の支払いのみを先送りするものであり、償還期間そのものを延長するものではありませんので、御注意願います。

別記第37号様式(第22条関係)

償還金支払猶予承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金に係る償還金の支払猶予については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 償還期間

年 月から 年 月まで 回払い

4 支払いを猶予する期間

年 月分から 年 月分まで(年 箇月間)

注意事項

「支払猶予」とは、償還期間を延長するのではなく、当該申請期間の支払いのみを先送りするものであり、償還期間そのものを延長するものではありませんので、御注意願います。

問合せ先
所属名
電話番号

別記第38号様式(第22条関係)

償還金支払猶予不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金に係る償還金の支払猶予については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第39号様式(第22条関係)

償還再開のお知らせ

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

平成 年 月 日付け 第 号で承認しました要保護児童進学応援資金に係る償還金の支払猶予期間については、平成 年 月で満了しますので、あらかじめお知らせします。

なお、今後は別紙「償還計画表」のとおり償還していただきますので、償還金の準備をお願いします。

記

1 資金種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 償還期間

平成 年 月から平成 年 月まで 回払い

4 支払いを猶予した期間

平成 年 月分から平成 年 月分まで(年 箇月間)

5 償還再開時期

平成 年 月分償還金から

問合せ先
所属名
電話番号

別記第40号様式(第23条関係)

償還金支払免除申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

借受人(償還人)との続柄

下記のとおり要保護児童進学応援資金の借受人(償還人)が死亡しましたので、償還金の支払を免除してくださるよう申請します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 借受人又は償還人氏名 (年 月 日生)
- 4 借受人又は償還人死亡年月日 年 月 日死亡
- 5 現在の借受金額 合計 円
- 6 現在の未償還額 合計 円

※償還人との続柄は、児童福祉施設長又は里親と記入してください。

別記第41号様式(第23条関係)

償還金支払免除通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金に係る償還金の支払免除については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 借受人又は償還人氏名 (年 月 日生)
- 4 免除金額 円

問合せ先
所属名
電話番号

別記第42号様式(第24条関係)

償還方法等変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

要保護児童進学応援資金の償還方法等の変更について、下記のとおり申請します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 変更後の償還期間
年 月から 年 月まで(年 箇月間)
- 4 変更後の償還方法
年賦(月払い)、半年賦(月、 月払い)、月賦
- 5 変更する理由

別記第43号様式(第24条関係)

償還方法等変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金の償還方法等の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、今後は別紙「償還計画表」のとおり償還していただくことになりますので、償還金の準備をお願いします。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 変更後の償還期間

年 月から 年 月まで(年 か月間)

4 変更後の償還方法

年賦(月払い)、半年賦(月、 月払い)、月賦

1回当たりの支払金額 金 円

5 儻還方法等を変更する月

年 月分から

問合せ先
所属名
電話番号

別記第44号様式(第24条関係)

償還方法等変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました要保護児童進学応援資金の償還方法等の変更については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問合せ先
所属名
電話番号

別記第45号様式(第26条関係)

繰上償還申出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

下記のとおり要保護児童進学応援資金の繰上償還をしたいので申し出ます。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付決定額 金 円
- 4 今までに償還した額 金 円
- 5 今回繰上償還する額 金 円
(年 月分から 年 月分まで 年 箇月分の償還金)

別記第46号様式(第28条関係)

償還金督促状

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸付けております要保護児童進学応援資金の償還金が、下記のとおり滞納となっておりますので、 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、事情により納入できない場合は、下記の問合せ先まで連絡をいただきますようお願いします。

記

- | | |
|---------|----------|
| 1 資金の種類 | 生活資金 |
| 2 貸付番号 | 第 号 |
| 3 貸付金額 | 円(月額) |
| 4 滞 納 額 | 年 月分 金 円 |

※注意事項

- 1 一時に支払えないとき又はやむを得ず納入することができないときは、指定納期限までに下記の問い合わせ先まで連絡してください。
- 2 納入通知書の納期限までに納入されなかった延滞元金額については、年率10.75パーセントの割合で納入された日までの日数により計算した遅延利息を徴収することになります。
- 3 本督促状がお手元に届く前に、既に納入されているときは、行き違いになっておりますので御了承ください。

問合せ先
所属名
電話番号

別記第47号様式(第28条関係)

償還金催告状

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸付けております要保護児童進学応援資金の償還金が、下記のとおり滞納となっておりますので、 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、納期限までに納入しない場合は、連帯借受人に償還金の支払を請求しますので御了承ください。

また、事情により納入できない場合は、下記の問合せ先まで連絡をいただきますようお願いします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付額 円(月額) 円)
- 4 滞 納 額 年 月分 金 円

問合せ先
所属名
電話番号

別記第48号様式(第29条関係)

償還完了通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の要保護児童進学応援資金については、 年 月の支払をもって、償還が完了されましたのでお知らせします。

なお、契約時に提出されました借用書をお返しします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付金額 円

問合せ先
所属名
電話番号

公 告

熊本県公告第249号

球磨郡山江村に事務所を置く山江土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	山本 義隆	球磨郡山江村大字山田丁1423
理事	中村 征生	球磨郡山江村大字山田丁1874-1
理事	谷口 予志之	球磨郡山江村大字山田戊944
理事	久保山 直巳	球磨郡山江村大字山田甲1544
理事	宮田 陳次	球磨郡山江村大字山田乙746
監事	三川 時則	球磨郡山江村大字山田丁989-1
監事	小崎 健二	球磨郡山江村大字山田戊177
退任		
理事	山本 義隆	球磨郡山江村大字山田丁1423
理事	中村 征生	球磨郡山江村大字山田丁1874-1
理事	山下 清美	球磨郡山江村大字山田甲1530-1
理事	谷口 予志之	球磨郡山江村大字山田戊944
理事	宮原 誠一	球磨郡山江村大字山田乙569
監事	岡元 勝行	球磨郡山江村大字山田丁2047
監事	三川 時則	球磨郡山江村大字山田丁989-1

熊本県公告第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を菊池市役所に掲示する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
安武 義公、萩 良治、安武 清、株式会社旭、松岡 智
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年4月19日付け熊本県告示第446号による。

熊本県公告第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を美里町役場に掲示する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
坂口 源助、斎藤 レイ子、赤星 文次、藤本 十平、西谷 要、西村 藤三郎、下田 利太郎、下福良 三十二、柿本 音松、柿本 善七、柿本 卵太郎、柿本 千太郎、柿本 邃太郎、蓑田 末記、中村 タツ、山崎 利男、坂口 乙次、山本 茂三郎、松永 伸博、上村 豊雄、中川 敏則
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があつたこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年3月10日付け農林水産省告示第595号による。

熊本県公告第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2617番2、同2619番1、同2620番1
3, 145. 39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市健軍一丁目27番1号
株式会社 愛住宅

熊本県公告第253号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号、以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成23年8月2日（火）午前10時から正午まで
なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成23年8月17日（水）に延期する。
 - (2) 場所 東海大学熊本キャンパス 熊本市渡鹿9丁目1番1号
- 2 試験の種類
試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち1種類を選択するものとする。
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般試験」という。）
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用品目試験」という。）
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定品目試験」という。）
- 3 受験資格
特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。
 - (1) 年齢が18歳に満たない者
 - (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として省令で定めるもの
 - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 試験の方法及び範囲
 - (1) 試験の方法
試験は、試験の種類ごとに筆記試験及び実地試験を行う。
 - (2) 試験の範囲
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般試験	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質並びに貯蔵 その他取扱方法	
農業用品目 試験	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法	
特定品目 試験	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等**(1) 受験願書の請求**

受験願書は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、120円分の郵便切手を同封のうえ請求すること。

(2) 受験願書受付期間

平成23年6月13日(月)から平成23年6月24日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成23年6月13日(月)から平成23年6月24日(金)までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出先

原則として居住地を管轄する地域振興局保健福祉環境部衛生環境課(保健所衛生環境課)とし、熊本市及び県外居住者にあっては熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課とする。

(4) 受験手続

受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。

ア 受験願書に、本籍(都道府県名のみ)、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入すること。

イ 受験願書に、写真1葉を貼付すること。この写真は、提出前6カ月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記すること。

ウ 受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、受験者へ送付する。

7 解答及び合格基準の公表

平成23年8月9日(火)午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部(保健所(熊本市の保健所を除く。))に解答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

平成23年9月2日(金)午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部(保健所(熊本市の保健所を除く。))に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

合格者には、本人宛て合格通知書を郵送する。電話による合否の問合せには一切応じないものとする。

(2) 合格証の交付

平成23年9月2日(金)から平成23年9月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間に、受験願書を提出した機関において交付するものとする。

9 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

※ 平成19年度から、九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施しております。

熊本県公告第254号

熊本市に事務所を置く大門樋土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	本田 信利	熊本市沖新町1233番地

熊本県公告第255号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	江藤 弘	上益城郡御船町滝川606番地
理事	古閑 敬一	上益城郡御船町滝川1546番地
理事	松本 才七	上益城郡御船町木倉558番地
理事	松永 啓吉	上益城郡御船町木倉4719番地
理事	米満 優一	上益城郡御船町木倉6549番地
理事	宮崎 黙	上益城郡御船町高木3464番地
理事	宮本 力	上益城郡御船町高木1285番地
理事	吉住 健二	上益城郡御船町高木1776番地
理事	川地 東亜	上益城郡御船町小坂1775番地
理事	宅本 浩	上益城郡御船町小坂1360番地
理事	藤本 司	上益城郡嘉島町上六嘉274番地2
理事	吉村 康成	上益城郡嘉島町上六嘉859番地2
理事	森田 登	上益城郡嘉島町北甘木1037番地
監事	吉永 学	上益城郡御船町辺田見733番地
監事	守田 幸治	上益城郡御船町高木1576番地
監事	山本 信博	上益城郡嘉島町北甘木375番地
就任		
理事	江藤 弘	上益城郡御船町滝川606番地
理事	古閑 敬一	上益城郡御船町滝川1546番地
理事	米満 優一	上益城郡御船町木倉6549番地
理事	福島 昭徳	上益城郡御船町木倉5087番地
理事	穀本 祐二	上益城郡御船町木倉2437番地2
理事	吉住 健二	上益城郡御船町高木1776番地
理事	宮崎 黙	上益城郡御船町高木3464番地
理事	安田 澄人	上益城郡御船町高木1209番地
理事	川地 良一	上益城郡御船町小坂21番地
理事	光永 則幸	上益城郡御船町小坂1507番地
理事	藤本 司	上益城郡嘉島町上六嘉274番地2
理事	吉村 康成	上益城郡嘉島町上六嘉859番地2
理事	森田 義美	上益城郡嘉島町北甘木1057番地
監事	河地 友好	上益城郡御船町木倉5348番地
監事	山地 道男	上益城郡御船町小坂2802番地
監事	山本 信博	上益城郡嘉島町北甘木375番地

熊本県公告第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字竹ノ下1052番1の一部
499.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字平田1005番地
水本 博文

熊本県公告第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字下原2733番9及び同2743番2

- 437.57平方メートル
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡菊陽町大字久保田2743番2
 菊陽町下原区長 西 熟

熊本県公告第258号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業地域	作業期間
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量	熊本県内全域	平成23年5月9日から 平成24年3月31日まで

熊本県公告第259号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市新大江三丁目17番1号
 2 築造者の氏名 株式会社 トータルインフォメーション
 3 道路の位置 合志市幾久富字建山1909番570
 4 道路の幅員 4.60メートル
 5 道路の延長 39.56メートル
 6 指定年月日 平成23年4月13日
 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第1号

熊本県公告第260号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市南福寺4番2号
 2 築造者の氏名 有限会社平成不動産
 3 道路の位置 水俣市丸島町三丁目197番4、同226番4、同226番9、同234番2、同232番2、同257番4及び里道の一部
 4 道路の幅員 6.00メートルから6.97メートルまで
 5 道路の延長 101.66メートル
 6 指定年月日 平成23年4月13日
 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第2号

熊本県公告第261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市丸島町二丁目20番3号
 2 築造者の氏名 有限会社江口建総
 3 道路の位置 水俣市汐見町一丁目100番4
 4 道路の幅員 4.00メートル
 5 道路の延長 34.00メートル
 6 指定年月日 平成23年4月8日
 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第1号

熊本県公告第262号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による昭和43年1月23日付け熊本県指令第17号の道路位置指定を次のとおり変更したので、公告する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1	築造者の住所	人吉市北泉田町201
2	築造者の氏名	高野 和夫
3	道路の位置	人吉市願成寺町字杉園470番1
4	道路の幅員	4.00メートル
5	道路の延長	25.50メートル
6	指定年月日	平成23年3月31日
7	指定番号	熊本県指令球磨技管第29号

熊本県公告第263号

県有財産を次のとおり売却する。

平成23年5月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 物件の表示

所在地 山鹿市方保田字日出2198番2

土地 地目 宅地

地積 1,356.61平方メートル(公簿)
1,353.48平方メートル(実測)

最低売却価格 12,722,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があつた者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

4 入札期日及び場所

平成23年7月1日(金)午前11時

山鹿市山鹿1026-3 熊本県鹿本総合庁舎2階中会議室

5 開札期日 入札終了後即時

6 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 提出期限 平成23年6月24日(金)午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着のこと。)

(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

8 契約締結期限

平成23年7月15日(金)午後5時

9 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

10 その他

(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内

(2) 契約締結場所 別途指定する。

(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

(4) 問合せ先

熊本県総務部総務税務局管財課(電話096-333-2122)

訓 令**熊本県訓令第67号**本府各部(公室・局)課(センター)
各地方出先機関

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 5 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令
熊本県法令審議会規程（昭和 27 年熊本県訓令第 584 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「総務部長」を「総務部文書私学局長」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の熊本県法令審議会規程の規定により常任審議員に命ぜられている審議員は、改正後の熊本県法令審議会規程の規定により常任審議員に命ぜられた審議員とみなす。